

屋久島町一般廃棄物処理基本計画等策定支援業務仕様書

第1章 概要

1 業務の目的

本業務は、屋久島町（以下「本町」という。）が策定している、屋久島町一般廃棄物処理（ごみ）処理基本計画（令和元年度策定）並びに屋久島町生活排水処理基本計画（令和5年度策定）を改正して一体となった「屋久島町一般廃棄物処理基本計画」を策定することを目的とする。

2 業務の名称

令和8年度屋久島町一般廃棄物処理基本計画等策定支援業務

3 業務の場所

鹿児島県屋久島町

4 業務の期間

契約締結の日より、令和9年2月26日までとする。

5 業務内容及び範囲

本仕様書は、本委託業務に適用するものとし、業務内容及び範囲は、「第2章 業務内容」のとおりとする。

ただし、本町が業務内容の変更が必要であると認めた場合には、本町と受託者による協議の上、決定するものとする。受託者は、打ち合わせ及び協議の都度、その内容に対する議事録を作成し、相互に確認しなければならない。

6 関係法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、下記をはじめとする関係法令、通達、マニュアル、本町の条例等を遵守しなければならない。

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・ ごみ処理基本計画策定指針（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部、平成28年9月、環廃対発第1609152号）
- ・ 生活排水処理基本計画策定指針（厚生省生活衛生局水道環境部 環境整備課長通知、平成2年10月8日、衛環200号）
- ・ 市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（環境省環境再生・資源循環局、令和7年3月一部改訂）
- ・ 循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部、令和6年3月改訂）及び関連資料

7 業務の管理

- (1) 受託者は、業務の円滑な推進を図るため、十分な経験を有する技術責任者（主任技術者）を配置しなければならない。
- (2) 主任技術者は、監督員の指示に従い、業務全般にわたり技術上の管理を行わなければならない。

8 資料の貸与

本業務を実施するにあたり、必要な資料の収集は、原則として受託者が行うこととするが、現在本町が所有し、業務に利用でき得る資料はこれを貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、リストを作成のうえ本町に提出し、業務完了までに返却しなければならない。

9 パブリックコメント手続き

- (1) パブリックコメントに関する手続要綱等にもとづき、当該基本計画の案の公表を行うものとする。
- (2) 受託者は、当該手続きに必要な資料を本町に提出するものとする。提出時期については、令和9年1月頃を予定しているが詳細は別途協議する。また、公表に伴い本町に提出された意見等に対する技術的な援助を行うものとする。

10 引き渡し及び検査

- (1) 受託者は、仕様書に定めのある場合のほか本町の指示する場合には、履行期間途中においても成果品の部分引渡しを行うものとする。
- (2) 受託者は、業務が完了後速やかに業務完了届を提出し、成果品の検査を受けなければならない。その結果、訂正を指示されたときは、直ちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合は、直ちに修正を行わなければならない。

11 秘密の保持

受託者は、業務を遂行する上で知り得た事項について、他に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。

12 疑義

受託者は、本仕様書の記載事項及び業務遂行上の疑義が生じた場合は、速やかに本町と協議し、本町の意図を十分理解し業務遂行するものとする。

第2章 業務内容

一般廃棄物処理基本計画は、「ごみ処理基本計画」及び「生活排水処理基本計画」により構成されるものであり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項一般廃棄物処理計画」の規定等に基づいて策定する。

一般廃棄物処理基本計画は、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切であるとされている。

本計画の目的は、廃棄物を取り巻く地域の特性及び一般廃棄物処理の処理・処分実態と今後の社会・経済情勢、地域の開発計画及び住民の要望をも十分に踏まえ、中・長期的、総合的な観点から、一般廃棄物処理計画の基本方針を明確にすることである。

本町では、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画及び生活排水処理基本計画をそれぞれ策定し施策を実施してきたところであるが、廃棄物行政を総合的かつ効率的に推進する観点から、本業務において両計画を整理・統合し施策体系を再構成した「屋久島町一般廃棄物処理基本計画」を策定するものである。

1 ごみ処理基本計画の見直し

(1) ごみ処理に関する基礎資料などの収集・整理

ア 基本的事項の把握

ごみ処理対象地域の現状把握のために、以下に示す既往資料の収集と整理及び解析を行う。

- ① 自然的概況
- ② 人口動態・分布
- ③ 集落等の状況
- ④ 産業の動向
- ⑤ 土地利用状況
- ⑥ 将来計画（総合計画、その他関連計画）

イ ごみ処理の現況把握

既往の資料に基づき、本町におけるごみの収集・運搬、中間処理及び最終処分の状況について実態を整理する。

- ① ごみの種類別発生量の現況
 - ・家庭系ごみ及び事業系ごみについて、原則として過去5か年以上の実績により種類毎に発生量を把握し、整理・検討する。
 - ・ごみの種類は、原則として、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、特別管理一般廃棄物及び容器包装廃棄物等、本町の分類に基づき整理するものとする。
- ② ごみの性状
 - ごみの種類の種類別の組成について、ごみ質の地域特性を確認し、把握・整理する。

③ ごみ処理体制

ごみの排出抑制、分別区分、収集・運搬、中間処理、最終処分等に関わる運営管理などを整理する。

④ ごみ処理の実績

ごみの種類別発生量、減量化・再生利用、収集・運搬、中間処理、最終処分、温室効果ガス排出量等の状況について、原則として過去5年間以上の実績を把握・整理する。また、直近年の実績をフローチャート等で図示する。

また、ごみ処理に係る財政及び処理コストについて、過去5年間以上の実績を把握・整理する。

ウ ごみ処理行政等の動向

① ごみ処理行政の動向

国、都道府県、近隣市町村におけるごみ処理行政の動向について整理する。

② 関係法令等

ごみ処理に関する法令、国や都道府県の廃棄物処理に関する基本方針や基本計画、環境保全などのごみ処理に関する法令の整理を行う。

(2) ごみ処理の課題の抽出・整理

ア ごみ処理の評価

(1) イで整理した実績を基に、ごみ処理システムについて、発生・排出抑制、循環型社会形成面、公共サービス面、環境負荷面、経済面等について評価する。評価にあたっては、町で設定した目標値、国の目標値、全国・都道府県・類似団体の平均値等の組合せによって評価し、評価項目や数値化に関しては、環境省が公表する「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システム構築の指針」（令和7年3月改訂）を参考とする。また、これまで取組んできた施策の進捗、効果についても評価する。

イ 課題の抽出

これまでの実績、実績に対する評価、施策の取組み状況の評価に基づき、発生・排出抑制、資源化、収集・運搬、中間処理、最終処分、ごみ処理経費などのごみ処理行政の課題、住民、事業者の果たすべき役割に関する課題について分析し整理する。

(3) ごみ処理基本計画の基本方針等

ア 基本方針

ごみ処理基本計画の基本方針を明らかにする。

イ 他の計画との関連

関係法令、上位計画、本町の関連計画との関係について整理する。

ウ 目標年次

目標年次は原則として計画策定時より15年とし、必要に応じて中間目標年次を設ける。

(4) ごみ処理基本計画の内容

ア ごみの発生量及び処理量の見込

現況のごみ排出量を発生源別に家庭系ごみ、事業系ごみ及び直搬搬入ごみ、資源ごみ等について調査し、人口統計、産業構造等を考慮して、将来の計画目

標年次に至るまでのごみ減量化量・再生利用量、排出量等をごみの種類別に推計する。推計は、現状施策のまま推移する発生量及び処理量を推計するとともに、新たな施策を実施する場合の発生量及び処理量を推計する。

- ① ごみの減量化量・再生利用料の見込み
- ② ごみの発生量、処理量の見込み

イ ごみの発生抑制のための方策

- ① 町における方策
- ② 住民における方策
- ③ 事業者における方策

ウ 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

家庭、事業所から排出される段階で再生利用に配慮した区分で分別収集できるよう分別区分等の検討を行う。なお、計画目標年次におけるごみの発生量及び排出抑制量、処理量及び容器包装廃棄物の排出量の見込み等を推計する。

エ ごみ処理計画の策定

以下に挙げる項目について詳細な施策を検討する。目標年次に至るまでの処理計画の内容を現行の処理計画の内容を踏まえ、ごみの種類別、処理主体別に定める。

- ① 発生・排出抑制計画
- ② 資源化計画
- ③ 収集・運搬計画
- ④ 中間処理計画
- ⑤ 最終処分計画
- ⑥ 啓発・推進計画
- ⑦ その他

2 生活排水処理基本計画の見直し

(1) 計画策定に係る基礎資料などの収集・整理

ア 基礎的事項の把握

町の概要と将来計画について調査・把握する。

- ① 地理的・地形的特性
- ② 気候的特性
- ③ 人口動態
- ④ 産業動向
- ⑤ 土地利用状況
- ⑥ 将来計画（開発計画等）
- ⑦ 水環境、水質保全に関する状況

イ 生活排水処理の現況

町における生活排水処理の整備状況を把握し、次の事項についてとりまとめる。

- ① 生活排水処理状況
 - ・生活排水の処理体系
 - ・生活排水の排出の状況
 - ・生活排水処理率
 - ・生活排水処理に係る問題点
- ② し尿等収集処理の状況
 - ・収集区域の範囲
 - ・収集運搬の方法
 - ・収集実績
- ③ 農業集落排水処理整備
 - 町における農業集落排水処理の整備状況等について把握する。
- ④ 合併処理浄化槽の設置状況
 - 合併処理浄化槽の整備状況等について把握する。
- ⑤ その他
 - その他の生活排水処理施設整備状況等について把握する。

(2) 生活排水処理計画の基本方針等

ア 生活排水処理の基本方針

生活排水処理に係る本町の特性や上位計画を踏まえ、生活排水処理を適正に行うための基本方針をとりまとめる。

イ 計画目標年次

目標年次は原則として計画策定時より15年とし、必要に応じて中間目標年次を設ける。

ウ 生活排水の排出状況と将来予測

① 計画処理区域内人口の予測

計画処理区域内の人口について、過去の動態および今後の開発計画等に基づき、計画目標年次までの計画処理区域内人口を予測する。

② 生活排水処理人口の予測

生活排水処理方法としては農業集落排水施設、合併処理浄化槽および単独処理浄化槽によるもの等がある。町のこれら生活排水処理施設に係る将来人口の設定にあたっては、過去の動態ならびに各行政担当部局の意向等を十分勘案して設定するものとする。

- ・ 農業集落排水施設による将来人口
- ・ 合併処理浄化槽による将来人口
- ・ 単独処理浄化槽による将来人口

③ 自家処理人口の予測

自家処理人口の予測にあたっては、その他生活排水処理人口の予測の場合と同様に、過去の動態ならびに各行政担当部局の意向等を十分勘案して設定するものとする。

④ し尿処理人口の予測

上記の予測結果等を基に、将来のし尿処理人口を予測、設定する。

⑤ 処理形態別将来人口のまとめ

以上の結果を基として、計画目標年次までの生活排水処理形態別人口についてとりまとめる。

⑥ し尿・汚泥の計画処理量

計画目標年次までのし尿・汚泥の計画処理量を各年度別に推計する。

(3) 生活排水処理基本計画の内容

計画目標年次における生活排水の種類、処理形態別に生活排水処理全体の整合性を図り、その内容を定める。なお、計画を実現するために今後講ずべき施策についても生活排水の種類別に明らかにする。

ア 生活排水処理に係る理念・目標

イ 基本方針

- ① 生活排水処理の基本方針
- ② 町民・事業者・行政の役割

ウ し尿及び浄化槽汚泥の排出量の見込み

- ① 推計に関する基本的な事項
- ② 計画収集人口の推計
- ③ 生活排水処理形態別人口の推移
- ④ し尿及び浄化槽汚泥の推移

エ 生活排水処理に関する目標値の設定

オ 生活排水処理計画

- ① 処理主体
- ② 生活排水を処理する区域
- ③ 生活排水処理施設の整備方針

3 し尿処理施設整備の方針検討

精密機能検査の結果等をもとに、現施設（屋久島クリーンセンター）の課題を抽出し今後の整備方針について検討を行う。

(1) 施設整備基本計画の基本条件

施設老朽化等の背景を踏まえ、「安全・安心」「経済性」「環境負荷低減」「防災・減災（国土強靱化）」といった整備の基本方針を策定する。

(2) し尿処理体制の現状把握

現施設の精密機能検査結果に基づき、設備機器の老朽化や構造物（床・壁・天井等）の劣化状況を詳細に評価する。また、過去5年以上の運転管理実績、維持補修費の推移を整理する。

(3) 関連計画の把握と基本方針の検討

屋久島町の長期振興計画や生活排水処理基本計画等の上位・関連計画との整合性を図り、施設整備の必要性和役割を検討する。

(4) 基本調査

ハザードマップに基づく想定浸水深（洪水・内水等）の確認、関係法令（廃棄物処理法等）の規制、および電力・水道等のインフラ供給条件を調査・整理する。

(5) 現施設の将来的課題

ア 検討条件の設定

本町の各種計画等との整合に留意しつつ、将来的課題の検討条件を設定する。

① 処理施設の規模

② 搬入し尿・浄化槽汚泥の性状

イ 将来的課題の整理

先に設定した検討条件において、し尿等を現施設で処理した場合の目標とする性能水準、改良が必要となる設備機器などについて抽出し、将来的対応策の検討に向けた条件、検討課題や留意点などを整理する。

ウ 新設および改良・改造技術の検討

「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領（2021改訂版）」（公益社団法人全国都市清掃会議）、「し尿処理施設改良・改造技術に関する手引書」（厚生省水道環境部環境整備課監修 平成9年）及び「し尿処理施設から汚泥再生処理センターへのリニューアルの手引書」等を参考として、現施設が抱える課題ごとの対応技術について検討を行う。

(6) 計画処理量の設定

将来人口推計に基づき、計画目標年次におけるし尿・浄化槽汚泥の排出量を予測し、1日あたりの計画処理量（施設規模）を算定する。算定にあたっては、月最大変動係数を考慮した合理的な施設規模（kL/日）を導き出すこと。

(7) 計画し尿等性状の設定

現施設の搬入実績データと全国的な標準値を比較分析し、設計基準となる汚泥性状（BOD、SS、窒素、リン等）を決定する。将来の浄化槽汚泥比率の増加

による負荷変動も考慮する。

(8) 整備方針の検討

ア 検討ケースの設定

上記で整理した課題等を踏まえて、現施設の今後の施設整備のあり方について検討ケースの設定を行う。

イ 検討項目

検討項目は、本町のし尿等処理量の将来見込み、費用対効果等について十分配慮のうえ上記ケース毎に検討する。

(9) 総合所見

各ケースの「経済性」「環境性」「防災性」「継続性」等を総合的に評価・解析し、屋久島町にとって最適なし尿処理整備方針に関する提言をとりまとめる。

4 循環型社会形成推進地域計画策定

本業務は、先に検討した施設整備方針を受けて、交付金制度を適用して進めていくために必要な計画を策定する。

本計画では、計画対象地域の循環型社会形成推進を図るための一般廃棄物処理全体の計画について、廃棄物処理法第5条の2及び同第5条の3との整合性、また、鹿児島県廃棄物処理計画や本町における一般廃棄物処理基本計画（案）との整合性を図りながら、計画対象地域・計画期間・基本的な方向性・処理の目標等について整理していく。その事業推進のための「計画支援事業」等についても当該計画に盛り込んでいくものとする。

(1) 地域の循環型社会形成を推進するための基本的事項

ア 対象地域

対象となる地域を明確にする。

イ 計画期間

計画期間は令和9年度から原則5ヵ年とする。

ウ 基本的な方向性

上位計画との整合性、地域の廃棄物の発生、排出特性やこれまでの廃棄物施策の推移、産業動向など地域の特色に配慮した重点的な施策の方向を示す。

(2) 循環型社会形成推進のための現状と目標

一般廃棄物処理の現状を整理し、設定した目標年度までの削減目標を定めると共に、処理状況フローにまとめる。

(3) 目標達成に向けた施策

ア 処理体制

生活系ごみ及び事業系ごみの処理体制の現状と今後、一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後について整理するとともに、今後の処理体制をまとめる。

イ 処理施設の整備

将来の処理体制を構築するために必要となる施設に関して、各施設整備の事業番号、施設名称、事業目的、施設種別、処理能力及び事業期間等について整理し、記載する。

ウ 施設整備に関する計画支援事業

施設整備を行う際に必要となる各種調査等について、その必要性や調査内容等を取りまとめる。

(4) 関連するその他の施策

循環型社会形成を推進していく上で必要となるごみ減量・リサイクル促進のための施策内容やプラスチック資源に関する施策内容、災害時の廃棄物処理に関する事項等を取りまとめる。

(5) 計画のフォローアップと事後評価

当該計画における計画目標値の達成状況等について、毎年、計画の進捗状況を把握し、必要に応じて、協議会を開催し、計画の見直しを図る。また、計画期間

終了後、目標達成状況の評価を行う。評価結果は、次期計画策定に反映させるものとする。

(6) 各種添付資料作成

ア 関係機関協議への出席および資料作成

県及び関係機関との協議について本市の要請に基づき、必要に応じて対応すること。また、発注者にて専門性の高い協議内容と判断した際は、適宜同席し対応すること。

イ 循環型社会形成推進地域計画添付資料の作成

本計画策定に必要な各種添付資料を作成すること。

5 打ち合わせ協議

打ち合わせ協議については5回を想定している。

なお、必要に応じ適宜Web等にて対応すること

6 その他

(1) パブリックコメントの実施支援

一般廃棄物処理基本計画（素案）について、住民等からの意見を広く募集し計画へ反映することを目的に、パブリックコメントを実施する。受託者は、パブリックコメントの実施に際して以下の支援を行う。

ア パブリックコメント用資料の作成

パブリックコメントに資するため、概要資料（A3 版2 頁程度）を作成する。

イ 意見の取りまとめ、回答案の作成

案に対して寄せられた住民等の意見を整理するとともに、回答案を作成する。

(2) 成果品

成果品は以下のとおりとする。

ア 一般廃棄物処理基本計画書 本編 5 部

イ 一般廃棄物処理基本計画書 概要版 20 部

ウ し尿処理施設整備の方針検討書 本編 3 部

エ 循環型社会形成推進地域計画書 本編 3 部

オ 上記電子データ（集計用の元データを含む）1 式

(3) 著作権

本業務より作成されたすべての成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、納品時に本町に無償で譲渡されるものとする。受託者は、当該成果物に関して著作者人格権を行使しない。

以上